

## 草津市都市計画審議会の結果について

1. 開催日時 平成27年7月29日（水）  
午後2時30分～午後3時20分
2. 開催場所 草津市役所4階 行政委員会室
3. 付議案件  
議第1号 大津湖南都市計画用途地域の変更について（草津市決定）  
議第2号 大津湖南都市計画公園の変更について（草津市決定）
4. 審議結果  
議第1号 原案のとおり可決する  
議第2号 原案のとおり可決する
5. 出席委員数 13名中13名

### 6. 開会の挨拶 [澤田都市計画部長]

皆様こんにちは。本日は、皆様、大変お忙しい中、草津市都市計画審議会に御出席賜りまして大変ありがとうございます。

また、日頃から、地域行政、特に、都市改革計画行政につきまして、格段の御尽力を賜っておりますことに対しまして、改めてお礼を申しあげます。

今日まで、都市計画というのは、人口増加という形で各市町に対する規制案を、誘導という形で都市計画を定めてきたわけでございますけれども、日本全体として、人口減少に転じているということで、そういった人口減少を踏まえたまちづくりという形で、計画を定めていくということになります。

そういった意味でも、この都市計画審議会におきましては、新たな局面に対する計画ということでの議論をいただく、重要な審議会になるかと考えております。

つきましては、皆様方の慎重審議を賜りますようお願いを申しあげます。

さて、本日の審議案件は、野村地区の「大津湖南都市計画用途地域の変更について（草津市決定）」と、野路公園が対象でございます、「大津湖南都市計画公園の変更について（草津市決定）」の2件でございます。

1件目の野村地区につきましては、「草津市中心市街地活性化基本計画」に位置づけられた野村スポーツゾーン整備事業に関するものでございます。事業の目的としては、都市の魅力を上昇することで、安全で快適なまちづくりを推進し、中心市街地化の活性化

拠点として、整備を進めていこうというものでございまして、都市計画法上の用途地域を変更しようとするものでございます。

2件目の野路公園につきましては、平成26年度に「基本設計」、「用地測量」を実施したところでございますが、都市計画公園の区域は、昭和52年10月15日に都市計画決定の変更を行っております、その後、40年近く経過しているということから、県との協議、あるいは、地元との調整の中で、公園区域を変更しようとするものでございます。

委員の皆様方には、この2点について、よろしく御審議いただきますようお願い申しあげまして、簡単ではございますけれども、開会の御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 7. 審議経過のうち主な発言の内容

### (1) 議第1号

○ 今回は体育館だけ建てるので、草津川の部分を除いた区域のみの用途地域を変更するという理解でよろしいですか。

→ 現状の地番界を基準に用途地域の変更を行っております。

また、この「野村スポーツゾーン整備計画事業」の隣で「草津川跡地整備事業」を進めている関係で、道路の法線が一部変更になる可能性があるため、現状としてある地番界で用途地域の境界を引くほうがよいという考えで、このようにさせていただきました。

○ この草津川の部分は、後ほど用途地域を変更する可能性があるという理解でよろしいですか。

→ また皆様に御相談させていただきながら、ということで、御理解いただきたいと思いますのですが、基本的に、都市計画を頻繁に変更することは好ましくないということもあり、現時点では草津川の部分の用途地域の変更は考えておりません。

### (2) 議第2号

○ 第1工区と第2工区の接続部分はどのような横断施設をお考えですか。

また、車いすの方の横断方法は、どのようにお考えですか。

→ 横断施設に関しては、現時点では歩道橋を考えております。

バリアフリー設計をする予定ですが、車いす対応の立体横断施設となると、かなりのスペース、費用が掛かりますので、付き添いの方をお願いをしまして、安全に平面を横断いただけるよう、対応をさせていただきます。

○ 平面で渡れるのだったら、歩道橋がほとんど使われないという心配はありませんか。

- 構造につきましては、実施設計の中で、渡りやすい、渡っていただけるような構造、渡りたいようなデザインを検討してまいりたいと思います。
- 多少、延長を長くして勾配を緩くするなど、市民にとって使いやすいものになるよう、御検討をよろしく願いいたします。
- ありがとうございます。参考にさせていただき、今後、取り組みさせていただきます。